２　改正法附則第百十条第二項の規定によりみなして適用する新法第二十五条の三の規定の適用がある場合における新令第二十二条の三第二項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　改正法附則第百十条第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する旧被災雇用者等（以下この号において「旧被災雇用者等」という。）に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得（新法第二条第三項第三十四号に規定する連結所得をいう。）の金額の計算上損金の額に算入されるもの（改正法附則第百十条第二項の規定によりみなして適用する新法第二十五条の三第一項の規定の適用に係るもので平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該連結親法人又はその連結子法人が当該指定をした改正法附則第百十条第二項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する改正法附則第百十条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用者等に対して支給するもの（次号において「特定給与等の額」という。）に限る。）の百分の七に相当する金額

二　この項の規定を適用しないものとした場合における新令第二十二条の三第二項第一号に掲げる金額のうち特定給与等の額以外の金額の百分の十に相当する金額

（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十二条　復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第二十二条の三の二第一項及び第二項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があった場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日は、当該変更の提出のあった日とする。

２　復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新令第二十二条の三の二第二項各号に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第十三条　改正法附則第百十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十六条の二の規定に基づく旧令第二十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（相続税又は贈与税の特例に関する経過措置）

第十四条　新令第二十九条の二第四項及び第九項の規定は、令和四年一月一日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出する場合について適用し、同日前に同条第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

２　この政令の施行の際現に旧福島特措法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われている事業は、新令第二十九条の二の三第二項第一号に掲げる事業とみなして、同項の規定を適用する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「。以下この項において「震災特例法」という。）第十五条第四項において準用する法人税法第八十条第六項、震災特例法第十六条第二項、震災特例法第二十三条第四項において準用する法人税法第八十条第六項、震災特例法第二十四条第二項又は震災特例法第四十五条第一項若しくは」を「）第四十五条第一項又は」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百二十六号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第二百六十九条の項中「第二十三条第九項」を「第二十三条第七項」に改め、「又は決定」及び「若しくは第二項」を削り、「第二十三条第四項若しくは第五項」を「第二十三条第三項」に改め、同表第二百七十条第一号の項中「第百六十条第三項」を「第百六十条第二項」に改め、「又は決定」を削り、「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第二百七十条第二号の項中「若しくは第二項」を削り、「第二十三条第四項若しくは第五項」を「第二十三条第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第八条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「第二項又は第四項から第六項まで」を「第三項又は第四項」に改め、同項の表第二百七十七条第二項の項中「又は第二項」及び「又は決定」を削り、同表第二百七十七条第三項の項中「又は第二項」を削り、同表第二百七十八条第一項の項中「第百六十条第三項」を「第百六十条第二項」に改め、「又は決定」を削り、「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第二百七十八条第一項第一号の項中「又は第二項」を削り、「第二十三条第四項又は第五項」を「第二十三条第三項」に、「予納税額の意義」を「確定所得申告」に、「第百六十条第三項」を「第百六十条第二項」に、「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第二百七十八条第一項第二号の項中「若しくは第二項」を削り、「第二十三条第四項若しくは第五項」を「第二十三条第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同表第二百七十八条第三項の項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「第二十三条第四項から第六項まで」を「第二十三条第三項」に改め、「又は第二項」を削り、「第二十三条第四項又は第五項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第二項中「第二十三条第八項」を「第二十三条第六項」に改める。

第十条第三項中「第二十五条の十の十一第八項各号及び第十三項」を「第二十五条の十の十一第九項各号及び第十四項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の十一第六項から第十一項まで及び第十三項」を「第二十五条の十の十一第七項から第十二項まで及び第十四項」に改める。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に、「第二十五条の十の十一第十二項」を「第二十五条の十の十一第十三項」に改める。

附　則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉